

広島県告示第千百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年一月六日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|--|----------|
| 県道新山府中線 | 福山市駅家町大字助元四一五番一地从先から福山市駅家町大字助元四一八番一地从先まで | 令和六年二月三日 |